

令和4年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年11月2日（水）午後2時00分から午後3時25分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第58号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第59号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第60号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、7番可児博恭委員、8番玉木武義委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、贈与による所有権移転1件です。

受付番号1番は、江南市の方と長洞の方との間における贈与による無償移転です。

長洞地内において、譲受人は譲渡人の持ち分を贈与により無償で譲り受けるとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

今回の所有権移転により、申請地の所有者が3名の共有持ちから2名に変更となりますが、耕作の状況に変更はありません。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、長洞お願いします。

奥村(廣)委員

推進委員4番の奥村から現地確認の報告をします。

長洞地内にある田、他6筆の農地を相続により母と兄弟で取得し、長洞の長男が現在耕作、管理されています。譲渡人である妹は遠方に住んでいるため、持ち分を贈与により譲受人である兄に譲渡するもので、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第58号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第58号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第59号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第3、議案第59号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、離れを建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

本案件は、9月に住宅建築のため、4条許可の申請を行い許可されましたが、敷地面積を変更することになったため、追加で許可申請を行うものです。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して共同住宅及び駐車場、通路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。

受付番号3番は、矢戸の方が農地転用の許可を求めるもので、矢戸地内で、自宅への進入路敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和30年12月頃から自宅への進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡鳴子地内の農地で、9月4条申請により農地転用許可を得ましたが、追加で敷地を拡張する申請で、問題ないと思います。

議 長 受付番号2番、土田をお願いします。

小林委員 農業委員4番の小林から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、土田横町地内の住宅に隣接した農地を、隣接宅地と一体利用して共同住宅及び駐車場、通路に転用する申請です。

周辺農地への被害防除策として、コンクリートブロックを設置されますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号3番、矢戸をお願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、矢戸地内、春里小学校南にある土地で、10月5条申請時に自宅への進入路が農地であることが判明したため、始末書が提出されています。現地は進入路となっており、周囲に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委員 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第59号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、議案第59号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号5番、12番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

また、受付番号8番の案件が、日程第5、議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第4及び日程第5を併せて説明します。

日程第4、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転7件、使用貸借権の設定2件、賃借権の設定1件の合計10件です。

日程第5、議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件、事業計画の変更1件の合計2件です。

それでは、5条から順次説明します。

受付番号1番は、今渡の方と虹ヶ丘の方が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めているものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して歯科診療所及び駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号2番は、川合の方外2名と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めているものです。

転用事業者は、川合地内で、9棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

まちづくり条例による開発協議が申請済みです。

受付番号3番は、土田の方と名古屋市港区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めているものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の共同住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号4番は、土田の死亡者の相続財産管理人と土田の協同組合が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めているものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して花き販売敷地を整備することです。

す。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する花き販売敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのこと。

本案件は、亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産管理人となっているものです。

平成9年4月頃から花き販売敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号5番は、審議先送りとなっています。

受付番号6番は、今渡の死亡者の相続財産管理人と坂戸の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、庭の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのこと。

本案件は、亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産管理人となっているものです。

昭和56年9月頃から住宅敷地、庭として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、瀬田の方外1名と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して6棟の分譲住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのこと。

まちづくり条例による開発協議が申請済みです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号8番は、御嵩町の法人と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番の説明をします。

事業計画変更、受付番号1番は、御嵩町の法人と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を完了させ、計画どおり事業を進める予定でしたが、事業承継者から強い要望があり、これに応諾して事業実施を中断しました。

事業承継者は、当初事業計画者の計画どおり2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

受付番号9番は、広見の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

住宅の建築費用の一部を祖父が負担するため、使用貸人と使用借人の共有名義となります。したがって、4条申請は不要となり、5条申請のみとなります。

受付番号10番は、広見の方と広見の方外1名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成16年頃から申請地の一部を進入路及び車庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号11番は、名古屋市守山区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 12 番は、審議先送りとなっています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員 1 番の熊澤が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、今渡鳴子地内の歯科医院に隣接する農地で、隣接地と一体利用して歯科診療所及び駐車場として利用するための転用申請です。申請地南側に U 字型側溝が敷設してあり、転用後もそのまま残され、隣接地等の排水路として利用される計画で、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、川合をお願いします。

大澤委員 農業委員 2 番の大澤が受付番号 2 番の案件について報告します。

受付番号 2 番は、川合地内の愛知用水路の南側の農地で、パイプライン化がされていない農地です。用水路の管理が十分にされていないため、近年 2 年間は不耕作地になっていた農地で、東側に一部農地がありますが、事業の説明も行われ、承諾されており、問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番、4 番、土田をお願いします。

佐橋委員 推進委員 2 番の佐橋が受付番号 3 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、土田渡地内の農地で、周囲は住宅化されており、ここだけが農地で残っていました。今回、売買により転用され、共同住宅を建築する計画です。

北側道路に上下水道が整備され、道路側溝もあり、問題ないと思います。

小林委員 農業委員 4 番の小林が受付番号 4 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、土田地内にあります、花き販売施設内の土地で、土地所有者が死亡し、相続財産管理人の弁護士が土地を処分するための転用申請となります。

すでに販売施設として利用していたため、始末書が提出されており、転用については、問題ないと思います。

議長 受付番号 6 番、坂戸をお願いします。

若尾委員 農業委員 6 番の若尾が受付番号 6 番の案件について報告します。

受付番号 6 番は、坂戸地内にあるセラミック工場に隣接する住宅地内の一部に農地が残っていたことが判明したため転用する申請です。

セラミック工場ができるとき、業者が全て処理することになっていたが、土地の名義人が死亡し、相続財産管理人である弁護士が、一部農地が残っていることを発見して、今回の申請となっています。申請地は宅地として使用されていたため、始末書が提出されています。

転用については、問題ないと思います。

議長 受付番号 7 番、瀬田をお願いします。

奥村(榮)委員 推進委員 8 番の奥村が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、広見東地区センター東の農地を転用して、6 棟の分譲住宅を建築する計画です。上下水道とも整備され、雨水は土地改良区排水路で同意もあり、問題ないと思

います。

議長 受付番号 8 番、及び事業計画変更受付番号 1 番、平貝戸お願いします。

栗本委員 農業委員 12 番の栗本が受付番号 8 番、及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 8 番は、第 5 回総会で 5 条申請の許可をした農地で、転用事由の変更はありませんが、事業者が変更したため申請されています。転用事業内容の変更はありませんので、問題ないと思います。

議長 受付番号 9 番、10 番、広見お願いします。

樋口委員 農業委員 13 番の樋口が受付番号 9 番、10 番の案件について報告します。

受付番号 9 番は、広見山岸地内の農地を転用して、孫が一般個人住宅を建築するための申請です。周囲は住宅で、西側市道に上下水道が整備され、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。

受付番号 10 番は、広見伊川地内の農地を転用して、子が一般個人住宅を建築するための申請です。周囲は住宅で、北側市道に上下水道が整備され、雨水は市が管理する排水路への排水で、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 11 番、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員 9 番の三宅が受付番号 11 番の案件について報告します。

受付番号 11 番は、中恵土にある工場北の耕作放棄農地を転用して 4 棟の分譲住宅を建築する計画です。東側市道に上下水道が整備され、雨水は土地改良区排水路への排水で、土地改良区、水路管理者の同意もあり、転用されても問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号 11 番の案件について、開発協議がかからない面積にするために、分筆をして道路に接しない西側に農地が残りますが、今後の農地管理、耕作に支障が出ると思います。

農業委員としては、管理、耕作に支障が出る転用申請については、許可をするべきではないと思いますが地元委員さん、他の委員さんはどうでしょうか。

三宅委員 地元委員として、一番奥に市道に接しない農地を残して宅地分譲する転用については、許可しない方がいいと考えます。

今後の転用申請についても、今回のような申請内容であれば、許可しないと決めた方がいいと思う。

大澤委員 他市町村の案件を確認した事がありますが、転用をして農地の管理、耕作に支障が出る転用案件については、許可していないと聞いたことがあるので、今回の受付番号 11 番の案件については、許可しない方がいいと考えます。他の委員さんはどうお考えですか。

伊藤委員 大澤委員の意見に賛成です。

小林委員 残した農地を追加で転用することは可能ですか。

大澤委員 3 年経過すれば農地転用は可能です。

残した農地を本当に耕作されるのでしょうか。

今回申請の宅地分譲計画では、位置指定道路か宅地の敷地延長での道路、どちらがでるのでしょうか。宅地延長の道路では、個人管理道路となり、人の土地を通らないと農地に

出入りできなくなり、フェンス等を設置されると、まったく入れなくなる。

鈴木委員 接道がなくなり、耕作、管理できないのであれば、許可しない方が良い。

中村委員 申請内容を委員全員が理解、把握していない。

事務局 隣接者の状況や計画案について、もう少し詳しく説明してほしい。

事務局 北側農地の所有者は、譲渡人とは別の所有者です。事業の説明をして同意は得てありません。

道路については、敷地延長での道路となり、公道として農地に接道はしません。

耕作、管理については、遠方に居住しており、所有者自ら耕作、管理は出来ないため、耕作、管理を出来る方を探す予定と聞いています。

農地への出入りについては、事業者が購入者へ説明し理解を得て出来るように配慮すると確認している。

大澤委員 事業者は、売ってしまえば手を放して、面倒みてくれない。

事務局 耕作できるように配慮すると、確認はしている。

中村委員 南側の敷地延長道路は、農地まで接するのか。

事務局 申請図面では、農地まで接道していない。

伊藤委員 農地の南側に細い転用エリアがあるが、この部分は道路ではないですか。

事務局 農地南側の細い転用エリアは、分譲敷地内の雨水排水路となる計画です。

伊藤委員 所有者は誰になるのか。

事務局 確認はできていませんが、4区画の購入者の共有となると思います。

議長 今回の案件は、今後同様な案件が申請されたときに、農業委員会として、許可するのか、許可しないのか、を判断する基準にもなると思いますので、慎重に判断していただきたいです。

今回の申請案件は、開発協議がいない面積とするため、農地を残しますが、公道に接するように残せば、耕作、管理はできるが、公道に接しない残し方の場合は、耕作、管理が十分にできない可能性があるため判断に迷う案件です。

委員個々の意見を出し合い、話し合いをお願いします。

中村委員 残された農地を耕作、管理できるようにする事が農業委員会としては大事であり、再度土地の区画割について事業者を検討してもらい、判断するしかないと思います。

今回は、保留にしては、どうか。

大澤委員 残された農地が耕作、管理できることが大事で、接道がない農地ができる転用は、許可しない方がいいと思う。

奥村(武)委員 残す農地について、検討していただき、保留とし、再度判断した方がいい。

奥村(富)委員 中村委員の意見に賛成です。

栗本委員 保留として、再度判断した方がいい。

樋口委員 中村委員の意見に賛成です。

中根委員 保留でいいのでは。

小林委員 保留でいいと思います。

奥村(久)委員 残す農地の利用方法も含め、再検討いただき、保留として、再度判断したい。

若尾委員 中村委員の意見に賛成で、保留でいいと思います。

可児委員	残す農地を道路側に移さなければ、許可しない方がいい。
玉木委員	残す農地を道路側に移さなければ、許可しない方がいい。
議長	ご意見ありがとうございます。
	他の案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。
議事務局長	4番の案件について、以前にも申請が出ていますが、今回で最後になりますか。
	今回は、土地所有者が死亡され相続財産管理人が土地を処分するため、申請されたもので、現況はほぼ適正な状況になっていると思います。
議長	審議先送りをされた受付番号12番の案件について、現地で作業が進められているようだが、地元委員は、承知しているか。
佐橋委員	現地確認時に事前着手していることが判明したため、作業は中止してもらった。
	転用申請に必要な添付書類が準備できずに先送りとなっていて、許可までは作業を中止するよう指示していて、事務局にも報告しています。
議長	他に、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
	受付番号11番の案件は、別に採決したいと思います。
	議案第60号受付番号1番から4番、及び6番から10番並びに議案第61号受付番号1番について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	議案第60号受付番号11番の案件について不許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第60号受付番号1番から4番、及び6番から10番並びに議案第61号受付番号1番について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、議案第60号受付番号11番の案件については不許可相当として、市に進達することに決しました。
議長	続きまして、日程第5、議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号2番を議題といたします。
	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	事業計画変更受付番号2番について説明します。
	受付番号2番は、中恵土の方が計画の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。
	転用事業者は、中恵土地内で一般個人住宅を建築するとのことです。
	立地基準判定は、第2種農地です。
	許可済みの事業計画を一部変更するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。
	その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
	周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、周囲はコンクリートブロッ

クで囲ってあります。

事業計画者は、平成 22 年 7 月及び 27 年 5 月に 5 条許可を得ましたが、住宅メーカーとの契約が破棄となり、事業が未実施となっていました。今般、新たに住宅建築の計画を進めています。面積が当初計画から変更となっているため、事業計画変更を申請するものです。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
受付番号 2 番、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員 9 番の三宅が、受付番号 2 番の案件について報告します。

以前に 5 条許可を得た土地ですが、事業を実施しないままでしたが、今回住宅を建築するにあたり敷地面積が縮小されたため、計画変更を申請されました。

周囲に農地は無く、上下水道とも整備され、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 61 号受付番号 2 番について、原案のとおり、承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 61 号受付番号 2 番について、原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と下恵土の方との間で再設定の使用貸借権の設定です。

下恵土地区内の該当農地について、令和 9 年 11 月までの 5 年間利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 62 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、議案第 62 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

委員 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 長 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 10 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。(件数 11 件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 10 月届出分です。

届出はありませんでした。

農業用施設の届出書の 10 月届出分です。

届出はありませんでした。

続きまして、10 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

3 件の届出がありました。

田 8 筆 4,181.00 m² 畑 9 筆 781.56 m² 合計 17 筆 4,962.56 m²

それでは、今後の日程について説明します。

次の現地確認は 11 月 28 日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和 4 年第 12 回農業委員会総会は、令和 4 年 12 月 2 日金曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

次期可児市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集について説明

募集人数、任期等を説明

時効取得案件について状況報告

可児市功労者表彰について報告(11 月 3 日表彰式)

農業委員 2 番、大澤正幸委員、農業委員 9 番、奥村武司委員

委員 長 これをもちまして、令和 4 年第 11 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。